

第 1 節 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の背景

我が国における障害のある子供への教育の制度的な幕開けは、明治 11 年に開設された京都盲啞院（現在の京都府立盲学校と同聾学校）とされています。それ以降、盲学校及び聾学校の義務制、養護学校の義務制、障害児の就学免除・猶予廃止、通級による指導の制度化など障害のある子どもたちの教育の充実が図られてきました。そして、平成 19 年に、特殊教育から特別支援教育へと発展的転換がなされました。

一方、平成 18 年の国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約」を踏まえ、障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布等、障害者に関する制度改革が行われました。また、障害のある幼児児童生徒の教育についても検討がなされ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進していくことが求められるようになりました。

1 特別支援教育の意義

「特別支援教育」は、学校教育法等の一部改正に伴い平成 19 年 4 月に初めて法令上明記されました。それ以降 15 年が経過し、本県においてもその意義や必要性が広く理解され、浸透してきています。

特別支援教育の定義は、平成 19 年 4 月 1 日付け、文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」に特別支援教育の理念として次のように示されています。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

ここで大切なことは、「生活や学習上の困難を改善又は克服」とあり、障害そのものではなく、障害により生ずる困難に着目しているということです。例えば、「見えにくい」という視覚障害そのものを改善するのではなく、見えないことにより板書を写す

ことが難しいという学習上の困難を改善・克服にすることに焦点が当てられています。

また、「特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの」とあり、障害のある子どもの教育は、特別支援学校はもとより、全ての学校で実施するものとされています。さらに言及すれば、発達障害及びその可能性のある児童生徒の存在を考え、全ての学校、全ての学級で、全ての教員によって実施されるべきものととらえていくことが大切です。

次に、特別支援教育が「共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている」と示されており、単に障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、共生社会の構築という崇高な意義があることも踏まえておく必要があります。

2 共生社会とは

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人たちが積極的に参加・貢献していくことができる社会、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であり、このような社会を目指すことは、最も積極的に取り組むべき重要な課題であるとされています。

障害がある、ないにかかわらず、女の人も男の人も、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権(私たちが幸福に暮らしていくための権利)や尊厳(その人の人格を尊いものと認めて敬うこと)を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会、これを「共生社会」といいますが、この「共生社会」をともにつくっていかなければなりません。社会には、さまざまな状況や状態にあったりする人々がありますが、「共生社会」は、さまざまな人々が、すべて分け隔てのなく暮らしていくことのできる社会です。障害のある人もない人も、支える人と支えを受ける人に分かれることなくともに支え合い、さまざまな人々の能力が発揮されている活力ある社会です。

首相官邸 web から

この共生社会の形成に向けて重要な役割を担うのがインクルーシブ教育システムであり、その構築のために必要なことが特別支援教育の推進ということになります。

3 インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システムは、「障害者の権利に関する条約」に示されています。「障害者の権利に関する条約」は、平成 18 年に、20 世紀初の人権に関する条約として国際連合総会において採択されました。

我が国は、翌平成 19 年に署名、平成 26 年に批准しました。署名から批准に至る過程で、共生社会の形成に向けた動きが活発化しました。「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定など、様々な法改正が行われつつ、教育分野はもちろん様々なところで環境整備が行われてきました。

インクルーシブ教育システムについては、平成 24 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会が取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システ

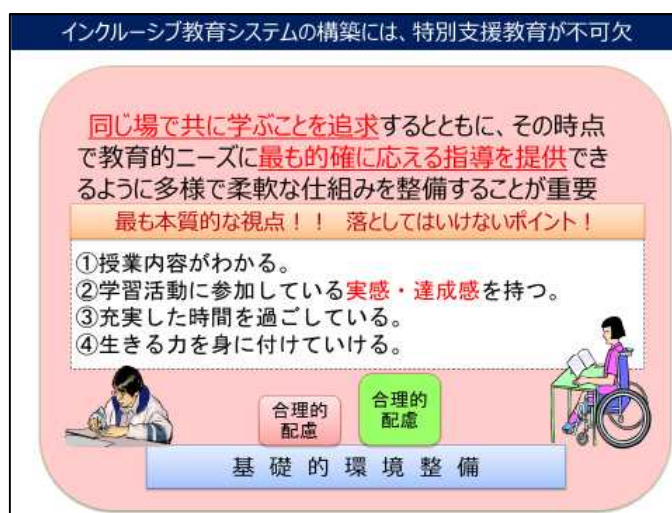
ム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、次のように示されています。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

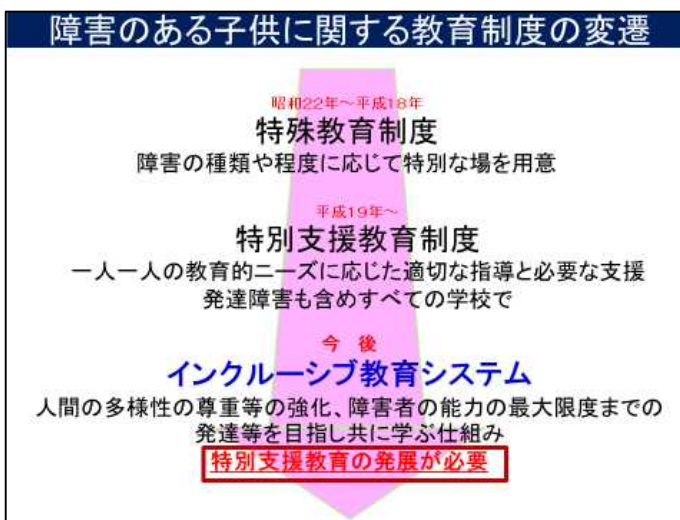
インクルーシブ教育システムの構築に当たっては、基本的には障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すことが大切ですが、それぞれの幼児児童生徒が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持っているかどうか、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか最も本質的な視点です。単に学ぶ場をともしればよいということではありません。

また、インクルーシブ教育システムと特別支援教育を対比され二者択一的に理解されがちですが、そうではありません。インクルーシブ教育システムを構築するためには、特別支援教育の充実が必要であることを忘れてはなりません。

平成 19 年以降の動向については「資料編」に掲載しましたので、ご参照ください。



【図1】インクルーシブ教育システムの本質的な視点



【図2】障害のある子供に関する教育制度の変遷

第 2 節 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の趣旨・概要

本県では世界や国の動向を注視しつつ、「千葉県総合計画」や「千葉県教育振興基本計画」を踏まえ、特別支援教育元年である平成 19 年に「千葉県特別支援教育推進基本計画」（第一次計画に相当）、平成 29 年に「第二次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定し、本県特別支援教育の推進に努めてきました。

1 策定の趣旨

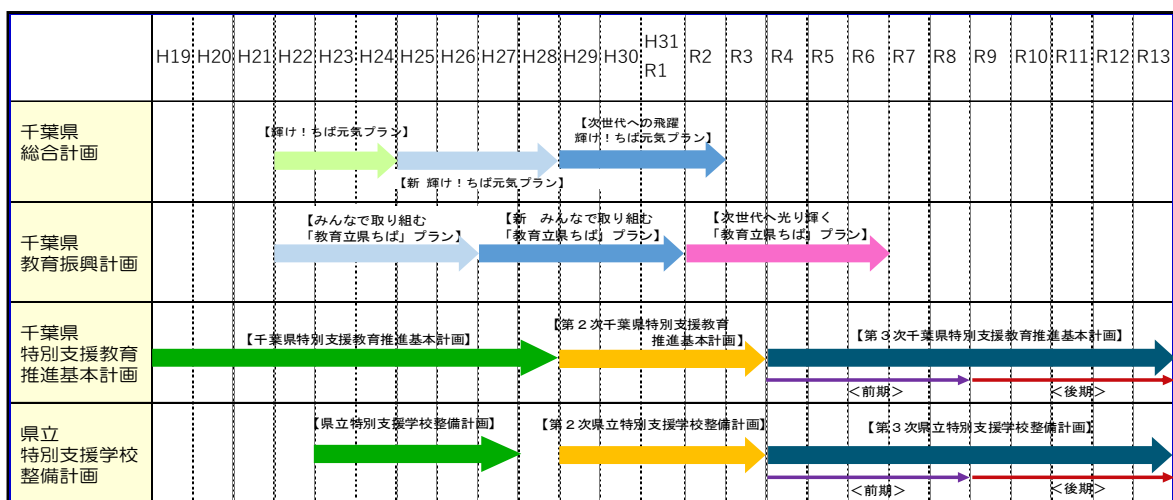
本計画は、「第 2 次千葉県特別支援教育推進基本計画」に示した「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」の考え方を引き継ぎつつ、近年の社会状況の変化や新たな課題に対して適切な対応を図るとともに、さらに特別支援教育の充実を図るため、「第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定することとしました。

2 策定方針

策定に当たっては、以下の 3 点を踏まえました。

- (1) 千葉県の特別支援教育が目指す姿を実現していくために、必要な取組の指針や方策を体系的に示した千葉県の特別支援教育に関する基本的かつ総合的な計画とする。
- (2) 国の動向を踏まえ、「千葉県総合計画」、「千葉県障害者計画」と連携を図りつつ、「第 3 期千葉県教育振興基本計画」である「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」（令和 2 年度～令和 6 年度）に基づく、特別支援教育に関する個別的かつ具体的な計画とする。
- (3) 5 年後、10 年後の千葉県の特別支援教育の目指す姿を踏まえた中・長期的な視点を持ちつつ、常に点検・評価・修正を行うなど機動性のある計画とする。

3 計画の期間



【図 3】千葉県の教育に関する計画の対象期間

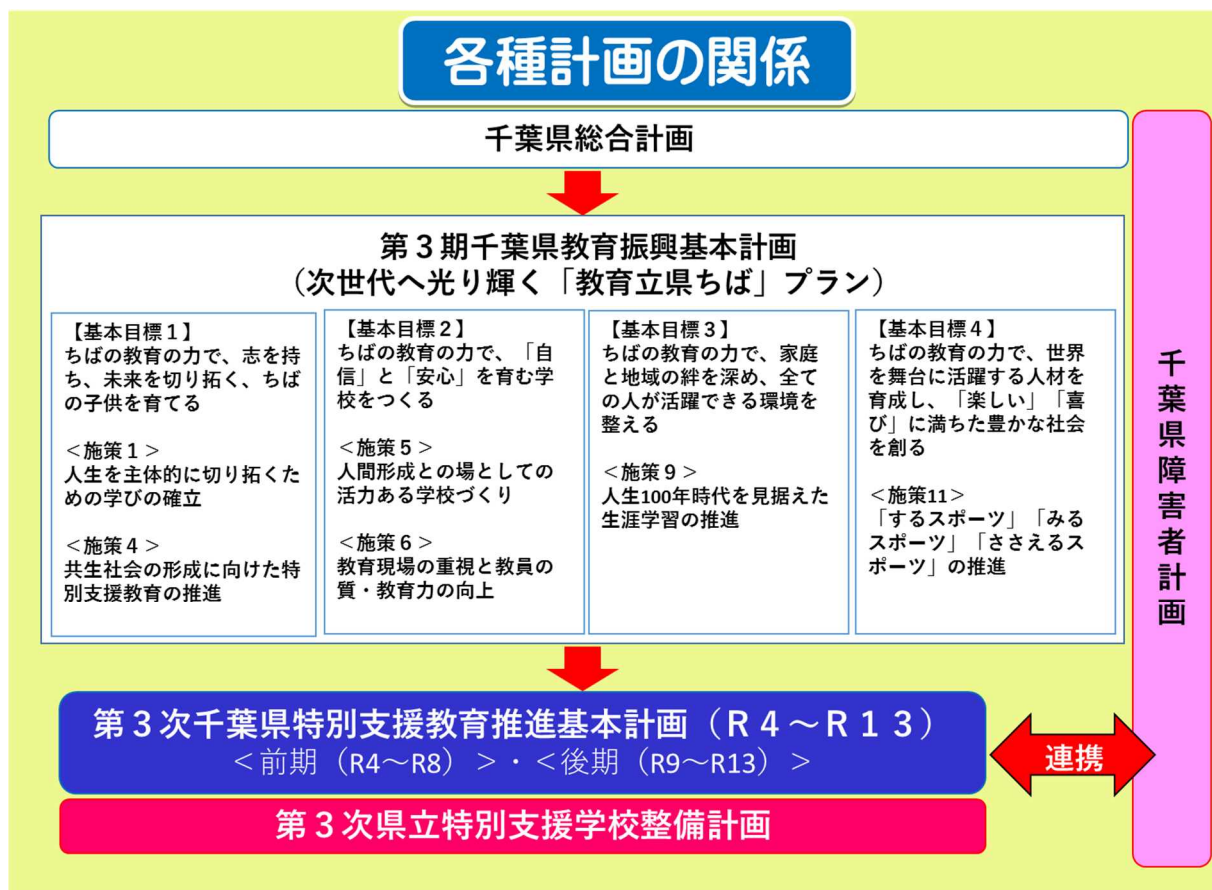
計画期間は、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間としたうえで、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間で「前期計画」、令和 9 年度から令和 13 年度ま

での5年間を「後期計画」と位置付けます。「前期計画」が終了する年度に中間評価を行い、その時点での課題や今後の方向性等を「後期計画」に反映していきます。

4 各種計画の関係

「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」は、「千葉県障害者計画」と連携を図りつつ、「第3期千葉県教育振興基本計画」に位置付けられた特別支援教育の推進に係る基本的かつ総合的な計画として策定します。

なお、この計画のうち、特別支援学校の整備に係る具体計画として策定するものが「第3次県立特別支援学校整備計画」です。



【図4】各種計画の関係

5 計画推進体制

本計画は、千葉県の特別支援教育が目指す姿を実現していくために、必要な取組指針や方策を体系的に示した千葉県の特別支援教育に関する基本的かつ総合的な計画です。

計画の推進に当たっては、教育関係機関はもとより、福祉、労働、保健、医療などの関係機関や企業などとの密接な連携・協力を図りながら、横断的、総合的に取り組んでいきます。

また、特別支援教育は、本人、保護者を始め、関係機関や関係者、幅広く県民の方々の理解を得ながら進めていくことが重要です。県のホームページや広報誌を活用し、県の施策や取組について十分な情報提供を行うなど、障害の理解や特別支援教育の理解を深めるための広報活動を推進します。

6 進行管理

本計画は、千葉県の特例支援教育に関して、令和13年度までの10年間に実施していく取組の方向性をまとめたものです。年度ごとに、「取組」の進捗状況及び「目標値」の達成状況について、県関係部局、関係部署と連携し、5つの重点項目に基づき、年度ごとに進捗状況を確認していきます。

第3次計画 進行管理										
年度 重点的な取組	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
I 障害のある子供の学びと 切れ目ない支援体制の充実										
II 特別支援学校の整備と 機能の充実										
III ICTの活用による 教育の質の向上										
IV 卒業後の豊かな生活に向けた 支援の充実										
V 特別支援教育に関する 教員の専門性の向上										

【図5】 第3次計画進行管理

7 点検評価

点検評価は、千葉県特別支援教育研究推進会議において、年度ごとに取組の進捗状況を報告し、有識者の知見も活用しながら実施します。点検評価の結果は、千葉県特別支援教育研究推進会議の議事録として公表するとともに、計画中間評価の最終年度の令和8年度に中間評価を実施します。また、計画最終年度の令和13年度に総括します。